

平成30年

総務委員会

12月11日

豊明市議会

総務委員会会議録

平成30年12月11日

午前10時00分 開会

午前11時01分 閉会

1. 出席委員

委員長	富永秀一	副委員長	一色美智子
委員	村山金敏	委員	月岡修一
委員	早川直彦	委員	近藤郁子
議長	杉浦光男		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴木美智雄	議事課長	近藤恒明
議事課長補佐 兼議事担当係長	水野美樹	議事課主事	荻正幸

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮正典	副市長	坪野順司
行政経営部長	藤井和久	市民生活部長	石川晃二
行政経営部次長	岩瀬雅哉	秘書広報課長	馬場秀樹
企画政策課長	中村泰正	財政課長	伊藤正弘
総務課長	佐藤浩一	税務課長	塚本由佳
債権管理課長	加藤健治	市民課長	青木由美枝
企画政策課長補佐	浦倫彰	とよあけ創生 推進室長	川島康孝
財政課長補佐	萩野昭久	総務課長補佐	鈴村正
防災防犯対策室長	塚田力	債権管理課長補佐	西山紳
市民課長補佐	杉浦由季	人事担当係長	田口貴大
とよあけ創生 推進担当係長	近藤尚幸	防災担当係長	前田泰之

5. 傍聴議員

後藤学	郷右近修	清水義昭	蟹井智行
-----	------	------	------

宮 本 英 彦
近 藤 千 鶴

ふじえ 真理子
山 盛 さちえ

近 藤 善 人
毛 受 明 宏

鵜 飼 貞 雄
三 浦 桂 司

6. 傍聴者

なし

午前10時開会

○総務委員長（富永秀一議員） おはようございます。定刻に御参集いただきありがとうございます。

ただいまより総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） おはようございます。

本日の総務委員会に付託されました案件は2つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○総務委員長（富永秀一議員） では、議長より挨拶をお願いいたします。

○議長（杉浦光男議員） 慎重審議よろしく願いいたします。

○総務委員長（富永秀一議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長並びに本日の議事に直接関係しない職員は自席待機といたしたいが、御異議ありませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 御異議なしと認めます。よって、市長並びに本日の議事に直接関係しない職員は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合にはすぐに出席をいただきますので、御承知おきをお願いします。

（関係職員以外退席をなす）

○総務委員長（富永秀一議員） 本日の傍聴については、申し合わせに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、論点を明確にし、議論を深める目的で反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。

事前に提出していただきました資料要求書についてお諮りいたします。

議案第89号 平成30年度一般会計補正予算（第6号）について、早川委員から資料請求がありました。早川委員より資料請求の趣旨説明をお願いします。

○早川直彦委員 よろしいでしょうか。

議案第89号の一般会計補正予算（第6号）3表の債務負担行為補正の循環バス運行負担

事業6,706万5,000円についての資料請求であります。

事業者選定のプロポーザルに関する評価表が多分あると思います。審査基準、審査項目、審査内容、得点、基準点などのわかるものを提出をお願いします。

なぜこれを提出するかというと、福祉体育館、体育施設及び文化会館の指定管理の審査結果は、全て点数から企業名まで公表されております。また、同じように、老人福祉センターの指定管理者の結果についても基準点以外は全て公表されております。

2つも今回議案に出されるもので、ホームページ上にはこちらのほうは出されてみえませんが、同等な資料を出していただくように要望いたします。

○総務委員長（富永秀一議員） 当局において、資料は用意できますか。

川島とよあけ創生推進室長。

○とよあけ創生推進室長（川島康孝君） 要求のありましたもののうち、ホームページへ公表しております審査基準、審査項目、配点、合計得点を記載したものは用意できます。

一方で、個別の得点や審査内容につきましては、提案者の利益を害するおそれがあり、また、個別評価内容を公表しない前提でプロポーザルを行っているため、お出しすることはできません。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 公表できる点については、また質疑をすとして、とりあえず今、公表されるものについてお諮りいたしたいと思いますが。

本委員会として資料要求することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（富永秀一議員） 賛成少数です。資料請求は否決されました。

それでは、初めに、議案第84号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、理事者の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤浩一君） それでは、議案第84号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について説明いたします。

この案を提出するのは、各選挙時における期日前投票所の増設に伴い必要があるからです。

次のページをお願いいたします。

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例、別表中、期日前投票所の投票管理者の項中「日額1万2,300」を「日額1万2,300円以内において市長が定

める額」に改めます。

附則として、この条例は公布の日から施行するとします。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

早川委員。

○早川直彦委員 議案第84号について聞かせてください。

今回の条例の改正は、期日前投票所の増設に伴いというふうに書いてあります。投票管理者の項目の中の変更とあるんですが、これは1回出れば日額という形を、例えば半日出たりとか、そういう時間単位でとか、そういうふうに変えるためのものなんですか。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤浩一君） 時間当たりということはいたしません、期日前投票所、今、やっている時間帯全てを、増設する期日前投票所で行うわけではありませんので、時間に応じた金額を決裁で定めるという予定をしております。

終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかに。

早川委員。

○早川直彦委員 関連してですが、そしたら、今、市役所でやっている期日前投票所以外の投票所の開設の時間が、若干始まりが、例えば今は8時半から8時まででしたっけ。それが、例えば9時からとかってなる可能性があるものだから変えるということなんですか。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁を求めます。

佐藤課長。

○総務課長（佐藤浩一君） はい、おっしゃるとおりで、南部公民館に増設する期日前投票所につきましては15時から20時を予定しております。

終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○総務委員長(富永秀一議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第84号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(富永秀一議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第84号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第89号 平成30年度豊明市一般会計補正予算(第6号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案について、理事者の説明を求めます。

佐藤課長。

○総務課長(佐藤浩一君) それでは、総務課所管の補正予算について御説明いたします。

補正予算書の13ページ、14ページをお願いいたします。

一番上、2款1項1目 一般管理費の一般管理人件費は225万5,000円の減です。一番右の説明欄、地域手当86万円の減、超過勤務手当139万5,000円の減の合計で、主に時間外勤務の縮減に努めた結果、減するものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長(富永秀一議員) 馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長(馬場秀樹君) 同じく、議案第89号 平成30年度豊明市一般会計補正予算(第6号)のうち、秘書広報課が所管するものについて説明をさせていただきます。

同じく、13、14ページをお願いいたします。

ページ上段、2款 総務費、1項 総務管理費、2目 秘書人事管理費を351万2,000円減額いたします。

14ページの説明欄で説明をさせていただきます。職員共済組合負担金を232万6,000円、職員共済組合事務費負担金を2万6,000円、退職手当組合負担金を116万円、それぞれ減額をさせていただきます。

これは、平成30年度の当初予算の積算の折に、給料、報酬額に対しまして、その職員数に対しまして積算をしておりますけども、それ以降、4月以降の職員配置を考慮して減額をさせていただくものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長(富永秀一議員) 川島とよあけ創生推進室長。

○とよあけ創生推進室長(川島康孝君) 続きまして、とよあけ創生推進室所管部分について御説明申し上げますので、まず歳出から御説明しますので、引き続き13ページ、14ペ

ージをお願いいたします。

上段の2款 総務費、1項8目 企画費、2 地域創生事務事業で17万8,000円の増額です。内訳につきましては、説明欄、巡回バス設備維持管理等負担金で、ひまわりバスの路線再編に伴う新設バス停の表示板の作成に係る費用17個分を計上しております。

続きまして、債務負担行為補正を御説明いたしますので、5ページをお開きください。

第3表、債務負担行為補正の2段目、循環バス運行負担事業で6,706万5,000円は、市内拠点を密に循環する路線として運行する、ひまわりバスの新路線の運行負担金です。来年4月1日から新路線として運行するために運輸局に申請手続を行う必要があるため、債務負担行為補正をお願いするものです。

なお、運行負担金は今年度の当初予算と比較し、約1,700万円の増額となっております。主な増額要因といたしましては、運転手の賃金や管理費の増額に伴うものが約950万円、運行時間帯の拡大に伴うものが約560万円、その他運転手の労働時間や休憩時間の確保に伴うものや、消費税の増税が要因となって増額となっております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 塚本税務課長。

○税務課長（塚本由佳君） それでは、税務課が所管するものについて御説明いたしますので、補正予算書13ページ、14ページにお戻りをお願いいたします。

ページ下段、2款 総務費、2項 徴税費、1目 税務総務費におきまして132万5,000円の減額は、時間外勤務の縮減に努めた結果として、時間外手当を削減するものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 加藤債権管理課長。

○債権管理課長（加藤健治君） では、続きまして、債権管理課が所管するものにつきまして御説明をしたいと思います。同様に、13ページ、14ページをお開きください。

13ページの最下段ですが、2款 総務費、2項 徴税費、2目 徴収費におきまして480万円を増額して、徴収費の合計6,862万円とするものであります。

14ページの説明欄をごらんください。

過誤納還付金を480万円増額するものでございます。これは、ことし6月、10月に予期せぬ高額な過誤納還付金、合計で1,100万円余りが発生しまして、過誤納還付金の予算の増額が必要になったことによるものでございます。現在、過誤納還付金の当初予算は全て執行済みで、予備費による充用を行い、還付事務を執行しております。このたび提出させていただいた補正予算は、来年の1月から3月に係る過誤納還付金の金額を過去の実績に基づ

き積算したものでございます。

以上で債権管理課の説明を終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 続いて、挙手を。

青木市民課長。

○市民課長（青木由美枝君） それでは、市民課所管分について御説明いたします。

歳出から説明しますので、補正予算書19ページ、20ページをお開きください。

中段の4款 衛生費、1項4目 環境衛生費、2 火葬場等使用委託事業は108万6,000円の増額です。知立市逢妻浄苑条例の改正に伴い、10月1日から使用料が改定されましたので火葬場等使用委託料の不足見込み額を計上するものです。

続きまして、歳入について説明いたしますので、11ページ、12ページをお開きください。

中段の19款 諸収入、5項4目6節 雑入の説明欄、火葬場等使用実費徴収金は108万6,000円の増額です。先ほど歳出で説明しました火葬場等使用委託料と同額を計上しております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 塚田防災防犯対策室長。

○防災防犯対策室長（塚田 力君） 補正予算のうち、防災防犯対策室が所管するものについて御説明いたします。

補正予算書の23ページ、24ページをごらんください。

こちらの中段でございます。9款1項4目 災害対策費、災害対策事業の50万円は災害対策助成金であります。このたびの災害対策助成金50万円の額の計上は、企業様より市内の災害時の避難所資機材を配備するための財政支援としていただいた寄附金を、社会福祉協議会による赤ちゃん駅の配備事業に充てるため、市を通じて助成事業として財源支援するものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、9ページ、10ページにお戻りしてください。

16款 寄附金、1項1目 災害対策寄附金50万円は、歳出、補正予算書の9款、防災防犯対策室が所管するもので、御説明いたしましたとおり、災害対策助成金にて社会福祉協議会に赤ちゃん駅の配備に充てるため財源支援するものであります。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 続きまして、財政課所管部分について御説明申し上げます。

歳出、27ページ、28ページをお開き願います。

12款 公債費、1項 公債費、1目 元金、公債費元金償還事業の長期債元金1,458

万8,000円の減額補正でございます。これは増額と減額との相殺後の補正計上となっております。

まず、増額の要因といたしましては、平成20年度債であります臨時財政対策債の利率見直しに伴う影響です。10年経過で利率が下がります。支払い利息総額が減少することで元利均等方式の償還、この元金部分は単年度部分で利息が下がる分、増加いたします。これが101万2,170円の増加要因となります。

一方の減額要因部分でございますが、平成29年度発行の起債として、学校の前倒し事業の設計部分の充当起債、これを財政融資資金で既に発行しております。この起債前貸し分は、本来の本体工事充当分の発行の際に合流いたしますことから、前貸し分は新年度側で借りかえを要し、一旦償還するべきものとして当初予算に元金として積算しておりました。新年度に財務局と改めて調整を行う中で、借りかえの手続が不要ということになりましたので、このたびの積算から1,560万円について減額することとし、これが減の要因となっております。

この増要因101万2,170円と減要因1,560万円との差1,458万8,000円が減額補正計上額となるものでございます。

続いて、下段の長期債利子でございます。先ほど触れました平成20年度臨時財政対策債の10年の経過利率見直しにつきまして、発行のときに1.3%だったものが0.01%に見直しとなりました。これに伴いまして、平成30年度当初予算において1.3%分の利息219万7,605円が1万6,904円となりまして、この差218万701円が減額要因となります。

また、減の要因といたしましては、先ほどの元金での起債前貸し分の利息も不要となりますので、その分1万5,030円も減要因となります。結果、減少の要因は219万5,731円となります。

一方で、平成29年度の新規発行債はその多くを年度末や出納整理期間に発行しておりますことから、新規分の利息は当初予算に見込み切れておりません。この分が158万3,216円の増加要因となります。この減要因219万5,731円と増要因158万3,216円との差、61万2,000円が減額補正計上額となるものでございます。

続きまして、29ページ、30ページをお願い申し上げます。

13款 諸支出金、1項 基金費、1目 財政調整基金費の財政調整基金積立金は7億648万9,000円を増額補正するものでございます。同基金は、平成29年度決算においては32億8,782万7,000円でございます。平成30年度に入り、さきの補正予算においてお認めをいただきました財源といたしましては、8,088万2,000円の繰り入れを既に行いました。また、一方、9月補正予算、第4号においては7,848万1,000円の積み立てをお認めいただい

ております。平成30年度の当初予算でお認めをいただいております繰入金取り崩しのほうが7億8,000万円でございますので、これらを差し引きました上で、このたびの積み立て額をお認めをいただきますと、積み立て後の財調残高でございますが、32億1,191万5,000円となる見込みでございます。

続いて、歳入の説明をさせていただきます。

7ページ、8ページにお戻りをいただきたいと思います。

9款の地方交付税、1項 地方交付税、1目 地方交付税は3億3,158万7,000円を増額計上いたしました。これは平成30年度の普通交付税額を8億9,158万7,000円と決定を受けております。この決定交付額と、当初予算においてお認めをいただいております普通交付税額5億6,000万円との差額を増額補正させていただくものでございます。

続いて、11ページ、12ページをお願い申し上げます。

18款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金の前年度繰越金6億1,076万6,000円でございます。歳出合計12億8,622万2,000円に充当いたします特定財源など6億7,545万6,000円を控除いたしました、このたびの歳出補正予算の一般財源となるものでございます。

なお、前年度繰越金につきましては、今後の国の補正予算等、対応させていただく事業の財源化ということも考慮させていただきまして、一般財源として3億円を財源留保させていただきますいております。

以上で財政課所管部分の説明を終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 中村企画政策課長。

○企画政策課長（中村泰正君） それでは、企画政策課所管分の説明をしますので、補正予算書の5ページをごらんください。

第3表、債務負担行為補正の最上段、まちづくりアンケート調査業務委託事業として125万2,000円を計上しております。これは第5次豊明市総合計画の達成度を評価するために設定した、まちづくり指標の現状値を把握、分析することを目的とした調査となります。

以上で企画政策課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をされる方はページ数をお願いします。

早川委員。

○早川直彦委員 5ページの3表の債務負担行為のまちづくりアンケート調査からちよつと確認させてください。

先ほど、40のめざすまちの姿で、まちづくり指標の調査だと思うんですが、実際どのよ

うなアンケート調査がされるのでしょうか。どういうものを想定しているのでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 中村企画政策課長。

○企画政策課長（中村泰正君） こちらは、今回調査する内容はまちづくり指標の中にご
ざいます主観指標の部分に該当する、およそ70ぐらいの内容につきまして、市民の方、障
がい者の方、企業の方、そういった方を対象に調査を行うものとなります。

終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 早川委員。

○早川直彦委員 関連で質疑なんですけど、めざそう値の部分もアンケートの結果から出
してくるのでしょうか。何%達成している、もともとの現状値からめざそう値がついてい
ると思うんですが、それぞれが。そういうものも出すのか。

あと、アンケートはすぐ実施するのか、来年度に向けて、まだ今年度中の準備なのか、
その辺も説明、お願いします。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁を求めます。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） まず、アンケートは今年度、2月ごろから準備をして、
3月に発送をしていくという予定をしております。

それから、指標につきましては、今回は主観ということですので、市民の方がそう思う
市民の割合とか、そういうものを出すという調査になります。

終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかに質疑はありますか。

早川委員。

○早川直彦委員 続いて、バスの、その下の3表の下のところの、循環バスの運行負担事
業について順番に聞かせてください。

説明の中でもありましたが、約1,700万円増額している部分の、賃金に関する部分が900
万余ぐらい、あとは事業の拡大の部分が560万円ほどというふうでした。賃金の上昇が950
万で、これでいうと、割合でいうと何%ぐらい現状よりふやしているのかというのと、た
しか本会議質疑のときに、時間を長くしたことによってという部分もありますので、その
辺との兼ね合いをもう少し詳しく説明していただけるのでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁を求めます。

川島室長。

○とよあけ創生推進室長（川島康孝君） まず、バスの賃金の関係なんですけど、議案質
疑のときも平成22年からずっと据え置きをされてたということで、その上昇分を今回見込

んでおりまして、120%ぐらいアップしております。これにつきましては、運行時間の拡大の部分は含まれていなくて、単純に1人当たりの人件費の増が1.2倍になったというような形になります。

それから、運行時間の拡大に伴うものは、先ほど560万ぐらいの増額というふうに御説明しましたけど、3台合わせて5時間半ぐらい時間が伸びたことに伴って560万円ぐらいの増額となっております。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 早川委員。

○早川直彦委員 今までのバスでもそうですが、ちょっと休憩時間がとりにくいかというのも聞いていたんですが、そういう部分もこれ、この5時間半の部分で改善されている部分で、お金としては計上されているのでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 川島室長。

○とよあけ創生推進室長（川島康孝君） この5時間半というのは、朝と晩を1時間ぐらい延ばした部分の時間になっておりまして、休憩時間の積算に関しましては、また別に増額要因となっております、それにつきましては、約400万ぐらいの増額で休憩時間等、それから、最初の点呼の時間とか、そこら辺の余裕を持って時間をつくっている部分はそれぐらいの金額になっております。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかに。

早川委員。

○早川直彦委員 きこのの本会議質疑でもあったんですが、ひまわりバスの再編計画の中に緑コースの部分で、このページ数でいうと39ページのところに経路があって、41ページに暫定的な経過措置と2つ書いてあるんですが、多分予算の計上は41ページの経過措置のほうの仮運行という形を出してるんですが、これは、予算的にはもう年間を通じてやるような予算で組んであるのか。例えば、3カ月とか5カ月とか、時期を区切って出しているものなのか、どちらなんでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 川島室長。

○とよあけ創生推進室長（川島康孝君） 予算は1年間を見て負担金は計算しておりますので、暫定路線としては、まずは1年間は暫定路線でやって、その間に館地区とまたいろいろと協議をしながら、路線を分けれるかどうかというのを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 早川委員。

○早川直彦委員 ということは、これ、1年は基本的には変えないと。来年度途中ではないということでもいいのか。ちょっとその確認だけお願いします。

○総務委員長（富永秀一議員） 川島室長。

○とよあけ創生推進室長（川島康孝君） 1年で考えておりまして、そう簡単にころころ変えると利用者への生活も変わってきてしまいますので、少なくとも1年間は暫定路線でいきたいというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 早川委員。

○早川直彦委員 もう一つ確認したいんですが、資料請求がだめでしたので。今、私ネットで上がってる資料は持ってるんですが、これ、配点表ですか。これは委員の方の配点表ですよ。最大の持ち点、合計で150点というのがあって、事業者概要から始まってその他まであるんですが、これ、表示できないということなんですが、評価の中ですぐれて、1者しかなかったんですが、その中でも大手の企業様ですので実績もある、非常にあるところなのは十分承知してはいますが、そのよかった点についてと、逆に心配な部分、点数表がないからわからないんですが、ちょっと点数的には合格点には達成してるけど、心配な点があったのかどうか、その辺、説明していただけますでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 川島室長。

○とよあけ創生推進室長（川島康孝君） 評価された点でいいますと、議案質疑でも部長のほうからお答えさせていただきましたけど、運行の安全性、そういう安全管理の部分と、それから、緊急時の対応、台風とか、これから大規模地震が起きる可能性もありますので、そういった対応、そういったところが全体的に評価されているのかなど。あとは、利用促進で個別に乗り方教室などの提案もなされましたので、そういった点も評価されているのかなど。

それから、心配な点につきましては、現在もひまわりバスの運行は名鉄バスさんに運行を委託しておりまして問題なく運行されておりますので、特段心配な点というのはございません。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかに。

早川委員。

○早川直彦委員 全てが公表されているわけではないんですが、委員の方から何かコメントがあったりとか、こういう点がよかったとか、何かそういう部分は、何も書かれていない

ですので、そういう部分は何かあったのか、何も意見がなかったのか、その辺もちょっと説明していただけるでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 川島室長。

○とよあけ創生推進室長（川島康孝君） 基本的にはいい提案をしていただいたなということで全体的にはまとまっておりますけれど、個別に利用促進策とか、それから、安全管理とかについては委員のほうから評価された声があったかなと思っておりますし、そこら辺がこちらの点数のところでも反映されているのかなと思っております。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 早川委員。

○早川直彦委員 逆に、プレゼンを受けた事業者様から、今の現状から比べるとこういうふうに改善してほしいという部分などはあったのでしょうか、そのプレゼンの中でも。

○総務委員長（富永秀一議員） 川島室長。

○とよあけ創生推進室長（川島康孝君） ひまわりバスの運行は、今、かなり渋滞とかに巻き込まれてバスの運転手の負担というのが非常に大きいので、そういったところは、新路線に当たってはある程度柔軟に、休憩時間もちゃんととれるように、ルート、ダイヤのほうはつくってほしいというのは、プロポーザルの前の段階では要望がありましたので、それを見据えて、我々はルートとかダイヤはつくっております。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかに。

早川委員。

○早川直彦委員 その関連なんですけど、13ページ、14ページの地域創生の、先ほど巡回バスの、額は小さい17万8,000円なんですけど、これ、新規のバス停をつくらなきゃいけないから、これを変えるものなんでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 川島室長。

○とよあけ創生推進室長（川島康孝君） 新ルート上にバス停を設置しますので、その部分のバスの表示板の予算となっております。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございますか。

早川委員。

○早川直彦委員 バスから変わってよろしいでしょうか。

ちょっと確認したいのが、人件費全体のことで聞きたい。13ページ、14ページ、総務の関係の人件費だけなんですけど、人件費全体は多分総務が全部管理していますので、全体的

なことで聞かせていただきたいと思います、今回のこの補正予算の第6号で、人件費総額、本会議質疑は総額には変更がないと言っていたと思うんですが、それは間違いないのかどうかということと、今回この補正予算書に出ているほかの部分のも出てるんですが、これは実際に変更した人数というのは、ここの中に出ている何人なんでしょうか。それを説明していただけるでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁を求めます。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） まず、人件費のほうの総額は変更がないという形になりまして、これは当初の予算のときの説明と基本的には変わりがない。一般会計で上げさせていただく人件費の部分と、あと、特別会計のほうへ回す人件費がありますので、そういった部分で変更があって増減が生じているというような形と、あと、当然、先ほども言いましたけども、昨年約11月ぐらいの人員配置の形で積算をさせていただいておるものから、4月以降の変動によって、例えば職員の異動ですとか役職の変更ですとか、あと、そういった部分で増減はしておりますけども、先ほども言いましたように、総額そのものの増減というのはないという形で積算をしております。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 早川委員。

○早川直彦委員 ということは、予算上、30年度予算に書いてある予算上の人数と、今、実際の人数というのには差があるのかなのかという部分と、予算計上したって異動したりとか玉突きでとかいうのがあるんですが、その辺、ちょっとわかりづらいんですが、今の予算上の人数と、現在の11月の説明もあつたんですが、現在の人数って、それじゃ、差が出てるといふことなんですか。

○総務委員長（富永秀一議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） 総人数的には変更はございます。と申しますのは、例えば年度途中で退職をした職員が実際にいたりとか、そういったこともありますので、予算の時点と今の現在での人数というのは差はございます。

○総務委員長（富永秀一議員） 早川委員。

○早川直彦委員 すぐにはそれ、数字はぱつとは出てこないものなんですかね、何人が何人かはわかんないのかということと、実際、人数、変更があるわけですので、全体的で今何人かこういうふうに変動したということも把握できていないということなんですか。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁を求めます。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） 今現在の人数については、ちょっと今、数字を持ち合わせておりませんので、確認ができないのと、あと、2点目については、今回、実際例えば、細かい部分の人数というか、例えば正職で積算をしていたところへ再任用を持っていったですとか、その逆のパターンもあつたりという部分も実際はございますけども、正確な数というのは今はございません。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございますか。

早川委員。

○早川直彦委員 答えれたら答えていただければさっきのはいいですので、また答え、ちょっと時間がかかりそうだったら答えていただきたいんですけど。

あと、もう一つ聞かせてください。13ページ、14ページの下のところの過誤納還付金ですか、480万円の増因について。1,100万円ほどの急遽大きな額が出てきたということだったんですが、これ、平成29年の予算だと3,245万、平成28年が3,424万もともと計上されて、今回が2,945万が3,425万円に上がるというふうで、もともとの積算の根拠がちょっと低過ぎたんじゃないかともとれるんですが、そういう見解はないでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 加藤課長。

○債権管理課長（加藤健治君） そうですね、前年度、前々年度、今年度の予算を積算するときもそうなんですけども、前年度、前々年度の決算の値をある程度平均しながら、平均して微減であれば微減のような形で当初予算を上げていますので、そう言われれば微減だったかと思います。

ただ、今年度、ここ、全く予期しなかった過誤納還付金が3件大きく計上されて、それが合計で1,100万だったんですよ。それで、これはお金が間に合わないということで、今は予備費充用をして、今回計上させてもらうものについては来年の1月から3月の分が全く今ゼロですので、その分について過去の実績をベースに積算させていただいたということでございます。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございますか。

早川委員。

○早川直彦委員 先ほどの人件費の件は、数字は何人が全くわからないんでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁できますか。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） 当初予算のときは420人ということですけども、10月1日

現在は419人、1名減という形になっております。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかに質疑はございますか。よいですか。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） なければ、以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

早川委員。

○早川直彦委員 議案第89号の補正予算（第6号）の総務委員会が所管する部分については、賛成の立場で討論させていただきます。

委員会の資料請求、だめだったんですが、最初にも説明したんですが、福祉体育館と体育施設、文化広場の部分、それと老人福祉センターについては、市のネット上に評価項目表もついてて、指定管理の会社様の名前から基準点まで出ているものまであります。

なぜ担当の課によって、これほど情報が出たり出なかったりか。前も保育のこともあったんですが、市としての統一性がないというのか、先ほどの根拠でいうならば、全部いけないはずになりますが、でも、ここの部分はよくてこの部分が悪いという、そういうその判断の基準がすごい曖昧なのかなと思います。

基本的に出して問題がないから出してるという部分だと思いますので、これは早急に市のほうでちゃんとルールを決めて、出したり出さなかったりじゃなく、基本的には原則公開。これは業者様のほうから出していただいたらというのは、意見が出ればまたその委員会の中で考えなきゃいけないと思うんですけど、基本的に情報というのは市民の方に原則公開するものですので、そんな隠す必要も何もないものですので、ちゃんとそのルールを定めていただきたいということと、あと、もう一点、また討論でも言いますが、人件費の関係でちょっと説明がわかったようなわからないようなという部分がありますので、やはり当初の予算のときでも、大まか、人数はわかるけど、その配置はまだ決まってないからということで公表されておられません。それでも予算は認めてるという形になっているんですが、当然変更があった場合も、ちゃんとこういうふうで、こういうふうに変更になっているというのはやっぱり明確に示していただかないと。何となく異動があったからとか、何となくじゃないです。やはり額も大きいです。人件費の中。その辺もしっかり示していただきたいってことを強く要望して、賛成といたします。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第89号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(富永秀一議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第89号のうち本委員会所管部分については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより請願の審査に入りますが、請願と関係のない職員については自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(富永秀一議員) 御異議がありませんので、請願と関係のない職員については自席待機といたします。

(関係職員以外退席をなす)

○総務委員長(富永秀一議員) 初めに、請願第2号「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める意見書採択に関する請願を議題といたします。

本請願については、紹介議員が既に本会議場において趣旨説明をされましたが、補足説明の申し出がありましたので説明をお願いします。

郷右近 修議員。

○郷右近 修議員 機会をいただきありがとうございます。

請願者の皆さんにまず関してなんですけれども、こちらの資料にあるとおりに、まず被爆者団体の方々です。愛友会といって愛知県で活動しているの方々ですけれども、ここの趣旨の文にもあるとおりに、唯一の戦争被爆国である日本こそ、昨年7月に採択された核兵器禁止条約が採択し、また批准、発効するということの先頭に立ってほしいということをお訴えになっています。

近年では被爆者自身が高齢化していることで、自分たちが生きている間に核兵器のない世界を実現させたいし、その様子を見届けたいと、そういう切実な声もおっしゃっておりますし、また、被爆2世という形でさまざまな健康の不安とかを抱えている皆さんからもそうした願いが寄せられている状況があります。

国連での採択以降も1年以上たつんですが、残念ながら依然として核兵器を保持している国を中心に、必ずしも多数の国々がこの条約を批准、発効していないという状況がありますけれども、そういった点からも、日本のような平和憲法を持ち、また戦争被爆国当事者である国が、この国連の条約を先頭に立って広めていくという立場に立つこと、大変意義のあることかというふうに思いますので、ぜひ委員の皆さんの賛同をお願いいたします。

○総務委員長(富永秀一議員) 御苦労さまでした。本請願について当局より状況等で説

明できることがあればお願いします。

(特にありませんの声あり)

○総務委員長（富永秀一議員） ただいまの説明に対し、質疑のある方は挙手願います。ないですか。

(進行の声あり)

○総務委員長（富永秀一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方は挙手を願います。

月岡委員。

○月岡修一委員 この請願に対して本当に共産党の皆様方、また当事者、被爆国として被災を受けた当事者の皆様の気持ち、とても大切なことと思っております。

72年前に原爆投下を受けて大変な状況になった日本ですが、終戦以降は一貫して平和を求めて世界に訴えてきておりますし、そういったことはやはり世界の流れの中で、日本が唯一被爆国として貢献していることは、世界の人々がよく御存じだと思います。今回、私は、この請願には賛成はできませんが、その理由の1つとして、国がやはり署名しないという、そういう立場をとっているということは、日本の立場が、今、そういう状況が一番ふさわしいという判断をしているのかなど。

国が判断することに対して、私は一個人としては何も申し上げることはできませんが、1つはそういう国の判断に委ねたいということ。もう一つは、私自身が政党政治の一員として枠組みの中で一政治家として判断を求められるということを考えれば、やはりその政党政治の中で、この結論をつけていくということは、もうこの請願に対しては反対せざるを得ません。

また詳しくは本会議場で申し上げますが、簡単な理由2つを並べましたが、とりあえず私の立場では反対ということでお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 これ、請願についてですが、平成30年3月の定例月議会でも、核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書が出されました。

それに対しても、私賛成しておりますので、今回も採択の立場は変わりません。

ここに書かれているとおり、もう日本が唯一の被爆国であります。それだからこそ日本は率先して核兵器禁止条約に署名、批准して、もう二度と広島、長崎のような悲劇を二度と起こさないということを、世界にアピールすることこそが、今の日本に求められている

と。それをほかの諸外国、特にアメリカとの関係のことからそれを批准しないということ自体が間違っていると判断しておりますので、そのことからお願いは必要なものであるというのは明らかでありますので、採択の立場であります。

以上で終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございませんか。

一色副委員長。

○一色美智子委員 核兵器禁止条約に署名、批准を求める意見書が、先ほど早川議員が言われましたけども、本年3月議会にも出されております。そのときに反対討論を本会議場で行いました。核兵器禁止条約は昨年7月に国連本部で開催された条約交渉会議で採択されました。核兵器を違法化する初めての規範であり、核兵器のない世界への大きな一歩となることは間違いないと思います。122カ国の賛成で、条約案が採択されたことは評価いたしますが、核兵器保有国が全く参加をしておりません。核保有国を抜きにして核廃絶を実現することはできません。条約の採択が到達点ではなく、ここからが核廃絶の正念場であると思います。

核廃絶は核保有国と非保有国の対話の積み重ねの上にあると考えます。双方の溝が深まり、核軍縮を着実に進めるための現実的な対話がなされず、核軍縮できない状況は絶対につくってはならないとの立場であります。それだけに、既に始まっている賢人会議等を真の橋渡しのスタートと期待をしております。国際社会が協力して核廃絶を進める体制の確立のため、なお一層の役割を果たしていくべきと考えこのお願いには反対といたします。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

請願第2号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（富永秀一議員） 賛成少数であります。よって、請願第2号は、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

次に、請願第3号 「所得税法第56条の廃止を求める国への意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

本請願につきましても、紹介議員が既に本会議場において趣旨説明をされましたが、補足説明の申し出がありましたので説明をお願いします。

郷右近 修議員。

○郷右近 修議員 機会をいただきありがとうございます。

所得税法56条の廃止を求める国への意見書の請願ということで、この中にも一部分書いてあるんですけども、国連女性差別撤廃委員会が所得税法56条について取り上げまして、配偶者や家族の所得を必要経費として認めていないということは女性の経済的自立を妨げているということで、見直しを求めていると、日本政府に対して求めているという状況です。

請願者もその点を、撤廃をしてほしいという理由のこととして上げているんですが、56条は、でも実際には男性の家族の労働に対しても適用されております。

父親が例えば自営業者であって、その事業にその人の息子が従事しているという場合、男性しかおらんわけですけど、その息子の働き分も認められないという状況があつて。本来的にいえば家族労働が経費として認められていないというのが法律の中での実態だと思います。それについて正すべきでないかという点で私は賛同するものです。

また、従来は青色申告の制度に認められている特別控除、家族への給料を経費として認められるということがあるわけですけど、複式簿記の記帳や事前の申請などの条件があります。

2014年からは白色申告にもその帳簿の記帳、それから保存の義務も付加されているので違いがなくなってきたということからも、制度上で差別があつてはいけないんじゃないかなというふうなことを思ったりするものであります。

ぜひ委員の皆さんの賛同をお願いいたします。

○総務委員長（富永秀一議員） 御苦労さまでした。

本請願について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

塚本課長。

○税務課長（塚本由佳君） こちらのほう、国税ですので特段ございません。

○総務委員長（富永秀一議員） それでは、ただいまの説明に対し、質疑のある方は挙手願います。

早川委員。

○早川直彦委員 担当のほうにわかる範囲で答えていただきたいんですが、この所得税法の56条というのは、個人事業主と生計する親族の報酬を必要経費として認めないというものだというふうに私認識してるんですが、これは基本的に青色申告すれば、説明もあつたんですが、控除の対象になるってことで間違いないんでしょうか。

それも、あと、白でも説明があつたんですけど、白のほうでもちゃんと控除の対象に、ちゃんと申告すればなるということなんじゃないでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 塚本課長。

○税務課長（塚本由佳君） こちらの所得税法56条は親族間で事業所得等を分割することを防止するためのものがございます。先ほど委員がおっしゃられましたとおりに、青色申告していただければ経費として認められるものがございます。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁漏れがないですかね、白の場合はということも。

○税務課長（塚本由佳君） 白の場合は、済みません、委員長、よろしいですか。

○総務委員長（富永秀一議員） はい、どうぞ。

○税務課長（塚本由佳君） 白色申告の場合は、上限を配偶者の場合は86万円、親族の場合は50万円までを限度として認められております。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

月岡委員。

○月岡修一委員 所得税法第56条の廃止を求める国への意見書案の提出を求める請願書に關しましては、大変申しわけないですけど、反対の立場で申し上げます。

私は、全く誰の力もかりずに、零細企業から立ち上げて会社を興した人間ですので、1人の国民として適正な税金を払う、そういう仕組みに対しては異論も持たずに、当初から青色申告ということでやらせていただきました。

やはり白色申告ですと、最初の財産分野がはっきりしない。手持ちの財産が明確にされない。青色の場合ですと、もうその財産そのものが所得にかかわってきますので、それを明らかにしながらやっていく。

それと、白色の場合ですと、売掛金という明細が明確になってない、必要がないと。青色の場合は売掛金が売り上げに計上されますので、より明確に税法上の税金の明確な支払いを果たすと。そういった違いがあります。

そういったことから、やはりこの文書ですと、どちらかという青色申告の方法があんまり芳しくないというような趣旨にとれる部分があるんですが、やはり、もしそういうふうにして家族として適切な税法の中で収入を得る、給料をいただく、そういったことにして、そういったことを明確にするためには、やはり制度の中で国が勤める青色申告の中でいただくものはいただく、払うものは払うというものを明確にしてやるべきかなと、私はそう思っております。

しかし白色の場合だと、それがどうしてもおろそかになってしまう。売り上げも、例えば、この辺は領収書を切っていないから出さなくてもいいやといえ、やろうと思えばできてしまう。そういった行為は、やはり日本国民として、税法上、やっぱり国民の精神からやっぱり欠如したような行為だと思いますので、私はやはり青色申告を選択して適切な利益から適切な給料をいただく、そういった手法を選択していただくべきだと思います。

そういったことから、所得税法56条の廃止を求める国への意見書の提出を求める請願書に対しては大変申しわけないが、反対といたします。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 この所得税法第56条の廃止を求める国への意見書の提出を求める請願について、趣旨採択の立場であります。

おっしゃっていることはよく理解はできるんですが、先ほども説明しましたが、所得税法の56条は、個人事業主と生計をともにする親族が、事業から受け取る報酬を必要経費として認めないという規定であります。

この規定が必要とされる理由は、家族に対して高額な給料を支払い、経費として計上する不当な税逃れの防止が挙げられる、これが基本なんです。56条をなくしてしまえば、まずこれになるという問題が当然出てきます。また、青色申告すれば控除はできるんですが、そもそもの親族の労働を認めているものではないのも、これもわかります。十分理解できます。請願の内容には一定の理解はできるんですが、所得税法第56条の廃止でなくて、56条の制度の改正、廃止でなくて、改正が必要だと思います。

国に対して、現在の税法や社会情勢に対応するよう改正を求めるというだったらマルなんです。これを廃止するというのはちょっと無理があるのかなと。逆に違う意味でおかしな方向に行っちゃう可能性がありますので、やっぱり今の税法とか社会情勢を考えて、もう少し女性が活躍しやすいものだということではいいんですけど、ちょっとこの廃止まではいくと、ちょっと無理があるのかなというふうに思って趣旨採択といたします。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございませんか。いいですか。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

請願第3号は、採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（富永秀一議員） ないですね。続いて……。賛成少数であります。賛成者なし。

よって、請願第3号は、採択に賛成者がなく……。

(発言する者あり)

○総務委員長(富永秀一議員) わかりました。失礼しました。

以上で、討論を終結し、採決に入ります。

請願第3号は、採択すべきものと決することに賛成の方の挙手は、もう一度求めます。

(賛成者挙手)

○総務委員長(富永秀一議員) ありませんでしたね。賛成がゼロですね。

続いて、請願第3号を趣旨採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○総務委員長(富永秀一議員) 賛成少数であります。よって、請願第3号は、採択に賛成者なく、趣旨採択に賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますでしょうか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(富永秀一議員) ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出させていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。

午前11時1分閉会